

令和7年度 利用者負担額(保育料・副食費)のお知らせ

●利用者負担額(保育料・副食費)の決定について

利用者負担額(保育料・副食費)は、保護者にご負担いただく児童の保育に必要な費用のことです。

3歳以上児クラスの児童は、保育料は無料です。ただし、別途、副食費(食材料費)がかかります。

保育料の額および副食費(免除もしくは徴収)の判定については、保護者(※1)の市町村民税所得割課税額(※2)の合計額により決定します。

また、保育料・副食費のほかに主食費や雑費(教材費・行事費等)も保護者負担となります。(3歳未満児クラスの主食・副食費は保育料に含まれています。)

※1 保護者とは、児童と生計を一にしている父母、または父母以外の扶養義務者(祖父母等)のことです。

父母の所得が一定未満の場合、同居の祖父母(市町村民税所得割課税額が高い方)等を算定の対象とします。

世帯分離をしている場合も同居とみなします。

※2 市町村民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(住宅ローン控除、寄附金控除等)適用前の税額です。

●利用者負担額(保育料・副食費)の切替時期について

前期分	令和7年4月～令和7年8月分	令和6年度の課税額(令和5年中の所得等)により決定します。
後期分	令和7年9月～令和8年3月分	令和7年度の課税額(令和6年中の所得等)により決定します。

●年齢区分について

年齢区分は、令和7年4月1日現在の満年齢により算出します。

年度途中で満3歳になった場合も、3歳未満児クラスでの算定となります。

●利用者負担額(保育料・副食費)の変更について

年度の途中で、市民税額や世帯状況の変更(父母の離婚・別居・再婚、祖父母との同居・別居等)があった場合は、必ず施設または子育て支援課 保育係までお知らせください。利用者負担額(保育料・副食費)が変更となる場合があります。

※利用者負担額(保育料・副食費)の変更は、令和7年度分のみです。(令和8年3月までにお知らせください。)

●法定代理受領の額について

法定代理受領した施設型給付費の額は、公定価格の額から各教育・保育給付認定保護者に係る保育料を控除した額となります。前年度の具体的な額を知りたい場合は、お問い合わせください。

(※法人保育園は除きます。)

●公立・法人保育園保育料納入期限(認定こども園を除く)

4月分	令和7年5月27日	10月分	令和7年11月27日
5月分	令和7年6月27日	11月分	令和7年12月26日
6月分	令和7年7月25日	12月分	令和8年1月27日
7月分	令和7年8月27日	1月分	令和8年2月27日
8月分	令和7年9月26日	2月分	令和8年3月27日
9月分	令和7年10月27日	3月分	令和8年4月27日



※保育料の納入は、口座振替納付をご利用ください。(振替日は上記納入期限日です。)

※保育料は、出欠状況にかかわらず、在籍している場合は月額納入となります。

※公立保育園の副食費(平日・土曜利用分)は、当月分を翌月に納入していただきます。

納入方法・納入期限は保育料と同じです。

なお、令和6年度と納入期限(口座振替日)が異なっておりますのでご注意ください。

※法人保育園の副食費及び認定こども園の保育料・副食費は施設に納入していただきます。

納入方法・納入期限等につきましては、施設にご確認ください。

●令和7年度 利用者負担額(保育料・副食費)表

野々市市の基準利用者負担額(保育料・副食費)(月額) (円) 【参考】国の基準額(月額)

階層区分			1号認定	2・3号認定	
				3歳以上児クラス	3歳未満児クラス
1号認定 【幼稚園・認定こども園】	2号認定(満3歳以上児) 3号認定(満3歳未満児) 【保育所・認定こども園】			標準時間	短時間
①生活保護世帯等			0	0	0
市民税	②所得割非課税世帯 (障害者のいる世帯) (ひとり親世帯)	②非課税世帯 (障害者のいる世帯) (ひとり親世帯)	0	0	0
	③所得割非課税世帯 (上記以外)	③非課税世帯 (上記以外)	0	0	0
	④所得割課税 77,100円以下	④所得割課税 48,600円未満	0	0	13,500 (6,700)
		57,700円未満		0	10,500 (5,200)
		⑤所得割課税 67,000円未満			
	⑤所得割課税 211,200円以下	⑥所得割課税 103,000円未満	副食費 別途徴収		17,500 (8,700)
		⑦所得割課税 139,000円未満			14,500 (7,200)
		⑧所得割課税 169,000円未満			23,600 (9,000)
		⑨所得割課税 175,000円未満			20,600 (7,500)
		⑩所得割課税 301,000円未満			30,400
	⑥所得割課税 211,201円以上	⑪所得割課税 397,000円未満			27,400
		⑫所得割課税 397,000円以上			35,000
					32,000
					36,000
					33,000
					43,500
					40,500
					45,500
					42,500
					47,000
					44,000

2・3号認定	
3歳未満児クラス	
標準時間	短時間
0	0
0	0
0	0
19,500 (9,000)	19,300 (9,000)
30,000 (9,000)	29,600 (9,000)
44,500	43,900
61,000	60,100
80,000	78,800
104,000	102,400

※()内の金額は、所得割課税額77,101円未満のひとり親の世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等の金額です。

※ 所得割課税額77,101円未満のひとり親の世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等の副食費は免除となります。

※ 副食費の金額等については、各施設にお問い合わせください。

●多子世帯の基準利用者負担額の軽減について(生計を同一にする子どもが2人以上の場合)

	1号認定(副食費)		2号認定(副食費)		1・2号認定(副食費)	3号認定(保育料)		
	右記以外の方	所得割課税額 77,101円未満の方	右記以外の方	所得割課税額 57,700円未満の方	ひとり親世帯等 ※所得割課税額 77,101円未満の方	右記以外の方	所得割課税額 57,700円未満の方	ひとり親世帯等 ※所得割課税額 77,101円未満の方
第2子	徴収	免除	徴収	免除	免除	上表の半額	無料	
第3子以降	小学3年生の児童から 数えて第3子以降 免除		入園児童から数えて 第3子以降 免除			無料		

・ひとり親世帯等 …… ひとり親の世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等

※ 第一子については、上表のとおりです。

※ 兄・姉が幼稚園等に在籍している場合は、当該年度の在籍証明書等をご提出ください。

※ 大学生など、別居しているが生計を同一にする(ひとり暮らしだが仕送りを受けている等)兄・姉がいる場合は、
入園申請書・現況届の世帯員欄に記載してください。また、別途書類の提出を求める場合があります。

●公立保育園の延長保育料(2・3号認定)

区分	料金	対象となる方	
		標準時間	短時間
(早朝)07:15~08:30	100円/回	—	○
(夕方)16:30~18:15	100円/回	—	○
(夜)18:15~19:00	200円/回	○	○

※法人保育園・認定こども園の金額は、施設に直接お問い合わせください。